

小平・幌加内・沼田 3 町広域振興協議会周遊観光コンテンツ開発業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、協議会が実施する小平・幌加内・沼田 3 町広域振興協議会周遊観光コンテンツ開発委託業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1. 業務概要

- (1) 業務名 小平・幌加内・沼田 3 町広域振興協議会周遊観光コンテンツ開発委託業務
- (2) 目的・内容 別添「小平・幌加内・沼田 3 町広域振興協議会周遊事業プロポーザル仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 予算概要等

この業務に係る予算は、3 年継続事業、各年税込み 3 0 0 万円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算にあっては、予算の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、協議会はその損害について一切負担しない。

2. 選定方法

行政関係者で構成される小平・幌加内・沼田 3 町広域振興協議会周遊観光コンテンツ開発委託業務プロポーザル方式選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査を行うこととし、次の 4 のスケジュールに基づいて提出された企画提案書及び企画提案資料を基にプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、事業者を選定する。

3. 事務局

幌加内町地域振興室

〒074-0492 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地

TEL: 0165-35-2121

FAX: 0165-35-2127

E-mail: kikuchi.hiroshi@town.horokanai.hokkaido.jp

4. スケジュール

内 容	予定年月日
公告（公募開始）	2月 5日（水）
参加申込書等の受付締切り	2月14日（金）
質問の受付	2月 5日（水） ～ 2月14日（金）
企画提案等の受付締切り	3月 7日（金）
企画提案書等の審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	3月19日（水） ※審査時間及び会場は別途通知
選定結果の発表	3月21日（金）

5. 参加者の資格等

（1）本プロポーザルの参加条件

ア 観光コンテンツ制作の実績があること。

イ 次の事項に該当している者は、プロポーザルに参加できない。

①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者。

③法人税を滞納している者。

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

⑤①～④に該当する者のほか、協議会長が不適切と認めた者。

(2) 複数提案の禁止

参加者は1つの企画提案書のみ提出することとし、複数の企画書を提出した場合には、すべての企画提案書を無効とし、本件にかかる以後の手続きへの参加は認められない。

(3) 参加者の構成

ア 参加者は、単独法人、または、複数法人による複合体（以下「コンソーシアム」という。）によるものとする。

イ コンソーシアムでの参加の場合、以下の参加要件を満たす者とする。コンソーシアムの結成は、自己結成とする。

① 委託業務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で出資比率が最大の者を代表者とする。

② 構成員は、本プロポーザルに参加する単独法人又は他のコンソーシアムの構成員でない者であること。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出部数 正1部

第1号様式 参加申込書

添付① グループ構成員表（様式1）

添付② 会社概要（様式2）

添付③ 業務実績（様式任意A4版）

※添付①については、該当する場合のみ

※添付③については、同等業務実績がある場合のみ

(2) 提出方法 提出書類は、提出先まで持参または送付とする。

(3) 受付締切 令和7年2月14日（金）

(4) 受付時間 月曜日から曜日の9時から17時まで。

(5) 提出場所 事務局

7. 参加申込に関する質問

(1) 参加申込に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式3）により電子メールにて事務局へ提出すること。

また、送信後、開庁時間内に電話で着信確認を行うこと。

イ 質問の受付期間及び受付時間

令和7年2月5日（水）9時から令和7年2月14日（金）17時まで。

(2) 提出書類の作成要領

ア 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8. 企画提案書の提出

(1) 提案内容

次号および別添資料「小平・幌加内・沼田3町広域振興協議会周遊事業プロポーザル仕様書」に記載するとおり作成し提出すること。

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式

任意の様式で構わないが、サイズは原則A4版とすること。

イ 提出部数

全ての提案書5部とする。同内容の電子ファイル1部

ウ 提出期限

令和7年3月7日(金)午後5時00分まで

エ 提出先

事務局

オ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記ウ必着とする。

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 町は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 原則非公開で行うものとする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、3名以内とし、原則として代理人の出席及び事前に申請された者以外の出席は認めない。

ウ 15分程度のプレゼンテーション及び15分程度の質疑応答を想定しており、会場、日時等については別途通知する。

エ プレゼンテーションには、原則、パワーポイント等によるスライドを使用すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局において用意する。

オ プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現した
ものとする。

カ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、評価の対象とし
ない。

9. 提案資料の評価基準

別紙「評価基準」のとおり

10. その他

- (1) 幌加内町プロポーザル方式実施要綱（令和5年訓令第16号。以下「要綱」という。）第8条第1項第6号の提出期限までに参加申込書が到達しなかった場合又は要綱第11条の規定により提案資格を有しない旨の通知を受けた場合は、提案書を提出することができない。
- (2) 本プロポーザル参加のために参加者が要した全ての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後における参加申込書又は提案書の差し替え若しくは再提出は、認めない。
- (4) 提出された参加申込書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加申込書及び提案書は、提案資格の確認、受託者の選定又は本事業の範囲内の公表・閲覧、その他町長が必要と認めるとき以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- (6) 参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を講ずることがあるので留意すること。
- (7) 本業務は、国または北海道の補助事業を活用する予定であることから、受託者となった場合は、関係書類を業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は、保管しておくこと。

別紙

評価基準

No	評価項目	評価内容	配点	
1	履行実績	同様・同類の業務の実績は十分あるか	15	
2	企画提案内容 の実現性と具 体性	周遊観光ルー トの創設	企画提案の根拠および企画の実現性はあるか 企画提案の内容が周遊観光に寄与する内容となっているか 3町（小平町・幌加内町・沼田町）への来訪を促進する内容 となっているか	15
3		VR体験の開発	企画提案の根拠および企画の実現性はあるか 具体的かつ有用な内容となっているか	15
4		PR、マーケ ティングの戦 略	企画提案の根拠および企画の実現性はあるか 3町（小平町・幌加内町・沼田町）への誘客に繋がる提案に なっているか WebやSNS等、複数の媒体を利用した多角的な内容となってい るか	15
5		業務遂行体制	本事業を実施していくために必要な人員体制が組まれている か また、そのための適切な組織体制とマネジメント遂行能力 を有しているか 仕様書における事業が完結する体制となっているか	20
6	スケジュールおよび進行管理	実現可能なスケジュールとなっているか 持続的かつ効果的な広報スケジュールとなっているか	10	
7	見積金額の妥当性	提案した委託業務を適切かつ効果的に実施するための妥当な 積算内容となっているか ・人件費が割高に設定されていないか ・広告に対して適切な経費が見積もられているか等	10	
合計			100	